

岐阜県地域防災計画（地震対策計画）新旧対照表

新	旧	修正理由
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1項及び第2項 略</p> <p>第3項 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1)から(8) 略</p> <p>(9) 気象庁（岐阜地方気象台）</p> <p>ア 地震情報の<u>発表・伝達・解説</u></p> <p>イ 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の<u>発表・伝達・解説</u></p> <p>ウ 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報の<u>発表・伝達・解説</u></p> <p>エ 津波警報及び津波情報の<u>発表・伝達・解説</u></p> <p>オからキ 略</p> <p>(10)から(13) 略</p> <p>4から7 略</p> <p>第4項及び第5項 略</p> <p>第3節 本県の特質と災害要因 略</p> <p>第2章 地震災害予防</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1項 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 略</p> <p>2 推進体制</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備</p> <p>平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、<u>災害時</u>に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、<u>災害時</u>の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1項及び第2項 略</p> <p>第3項 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1)から(8) 略</p> <p>(9) 気象庁（岐阜地方気象台）</p> <p>ア 地震情報の<u>伝達</u></p> <p>イ 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の<u>伝達</u></p> <p>ウ 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報の<u>伝達</u></p> <p>エ 津波警報及び津波情報の<u>伝達</u></p> <p>オからキ 略</p> <p>(10)から(13) 略</p> <p>4から7 略</p> <p>第4項及び第5項 略</p> <p>第3節 本県の特質と災害要因 略</p> <p>第2章 地震災害予防</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1項 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 略</p> <p>2 推進体制</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備</p> <p>平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、<u>災害発生時</u>に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、<u>発災時</u>の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防</p>	<p>○業務実態を踏まえた修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、<u>避難者の運送</u>等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進 県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p>(8) デジタル技術を活用した防災対策の推進 <u>県、市町村及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。</u></p> <p>第2項 災害に強いまちづくり <u>県及び市町村は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の实情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u></p> <p>第3項 震災に関する調査研究 1 基本方針 地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や地下街の発達、軟弱地盤地帯における大規模開発、さらには高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。</p> <p>こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的かつ科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。</p>	<p>災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送_____等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進 県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、_____避難所における避難者の過密抑制など_____感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>第2項 震災に関する調査研究 1 基本方針 地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や地下街の発達、軟弱地盤地帯における大規模開発、さらには高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。</p> <p>こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的かつ科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○県の推進方針の反映及び防災基本計画の修正</p> <p>○県の推進方針の反映及び防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を<u>含め、様々な地震を</u>想定し、その想定結果<u>や切迫性等</u>に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。</p> <p>被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには、一定の限界があることに留意するものとする。</p> <p>また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。</p> <p>2 略</p> <p>第2節 防災思想・防災知識の普及</p> <p>1 方針</p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より地震災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、県民の自助・<u>共助</u>意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、県及び市町村は、<u>住民等の防災意識の向上及び</u>防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>専門機関や専門家の知見も活用しながら</u>、防災に関する様々な<u>動向</u>や各種データを分かりやすく発信するものとする。</p> <p>なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 地域住民に対する普及</p> <p>県、市町村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。</p> <p>なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p>	<p>地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を_____想定し、その想定結果_____に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。</p> <p>被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには、一定の限界があることに留意するものとする。</p> <p>また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。</p> <p>2 略</p> <p>第2節 防災思想・防災知識の普及</p> <p>1 方針</p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より地震災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、県民の自助_____意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、県及び市町村は、_____防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、_____防災に関する様々な<u>情報</u>や各種データを分かりやすく発信するものとする。</p> <p>なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 地域住民に対する普及</p> <p>県、市町村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。</p> <p>なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○委員からの御意見を踏まえた修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p><u>ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u></p> <p><u>エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動</u></p> <p><u>オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと</u></p> <p><u>カ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p><u>キ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p><u>ク 地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること</u></p> <p>また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u></p> <p>(2) 児童生徒等に対する普及</p> <p>県及び市町村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>学校（園）等は、地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3)から(8) 略</p> <p>第3節 防災訓練</p> <p>1 方針</p> <p>地震災害発生時において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、岐阜県地震防災の日等を通じ、平常時から<u>地域の災害リスクに基づいた</u>防災訓練を継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><u>イ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動</u></p> <p><u>ウ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><u>エ 地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること</u></p> <p>また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 児童生徒等に対する普及</p> <p>県及び市町村は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>学校（園）等は、地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3)から(8) 略</p> <p>第3節 防災訓練</p> <p>1 方針</p> <p>地震災害発生時において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、岐阜県地震防災の日等を通じ、平常時から_____防災訓練を継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p>	<p>○令和3年8月大雨検証を踏まえた修正及び防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(1) 総合防災訓練 県は、国や市町村その他防災関係機関とできる限り多くの民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた県民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。 訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、<u>南海トラフ地震</u>を想定した<u>臨時情報</u>対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にするものとする。 また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努めるものとする。 <u>さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。</u> <u>その他</u>、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。 市町村及び防災関係機関は、それぞれ県に準じた訓練を行うものとする。</p> <p>(2) 広域災害を想定した防災訓練 地方公共団体等の防災関係機関は、複数県に及ぶ様々な災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げや<u>広域避難</u>等の実動訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(3)から(6) 略</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化 1及び2 略 3 実施内容 (1)及び(2) 略 (3) 地域防災協働隊や消防、警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化 ア 地域防災協働隊の育成支援 県は、市町村に対し、自主防災組織のリーダーとして消防職員及び消防団員OBの活用を図るよう指導支援するとともに、災害発生時において地域に密着した地震防災の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村と連携して、地域防災協働隊の育成支援を図る。 ※地域防災協働隊 自主防災組織、消防団、消防署、警察署、<u>地域で活動する防災グループ</u>、女性防火クラブ、建設防災支援隊、工場、事業所、中高生など、地域に密着した防災関係組織などが協働し、<u>災害時</u>における迅速・的確な地域に密着した防災体制を確保するため、従来の防災関係組織によるタテ系列の活動に加え、地域のヨコの連携を取り入れることにより、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みをいう。</p>	<p>(1) 総合防災訓練 県は、国や市町村その他防災関係機関とできる限り多くの民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた県民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。 訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、<u>東海地震</u>を想定した<u>予知情報</u>対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にするものとする。 また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努めるものとする。 <u>(新規)</u> <u>また</u>、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。 市町村及び防災関係機関は、それぞれ県に準じた訓練を行うものとする。</p> <p>(2) 広域災害を想定した防災訓練 地方公共団体等の防災関係機関は、複数県に及ぶ様々な災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げ _____ 等の実動訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(3)から(6) 略</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化 1及び2 略 3 実施内容 (1)及び(2) 略 (3) 地域防災協働隊や消防、警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化 ア 地域防災協働隊の育成支援 県は、市町村に対し、自主防災組織のリーダーとして消防職員及び消防団員OBの活用を図るよう指導支援するとともに、災害発生時において地域に密着した地震防災の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村と連携して、地域防災協働隊の育成支援を図る。 ※地域防災協働隊 自主防災組織、消防団、消防署、警察署、 _____ 女性防火クラブ、建設防災支援隊、工場、事業所、中高生など、地域に密着した防災関係組織などが協働し、<u>災害発生時</u>における迅速・的確な地域に密着した防災体制を確保するため、従来の防災関係組織によるタテ系列の活動に加え、地域のヨコの連携を取り入れることにより、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みをいう。</p>	<p>○現在運用されている情報と整合</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○委員からの御意見を踏まえた修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>イ及びウ 略</p> <p>(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災計画に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。</p> <p>また、市町村は、市町村計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p><u>市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(5)から(10) 略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。</p> <p>県及び市町村は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修<u>や訓練</u>の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について<u>整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>(2)から(7) 略</p> <p>第6節 広域的な応援体制の整備</p> <p>略</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備</p> <p>略</p>	<p>イ及びウ 略</p> <p>(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災計画に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。</p> <p>また、市町村は、市町村計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>市町村は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(5)から(10) 略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。</p> <p>県及び市町村は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修_____制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について_____意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(2)から(7) 略</p> <p>第6節 広域的な応援体制の整備</p> <p>略</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備</p> <p>略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第8節 防災通信設備等の整備 略</p> <p>第9節 火災予防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 火災予防の指導強化 ア 略 イ 防火対象物の管理者等に対する指導 県は、危険物取扱者保安講習等により、耐震措置、地震時の防火対策等について教育する。 市町村は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。 aからe 略 f 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底 ウ 略 (2) 略</p> <p>第10節 孤立地域防止対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 略 (2) 孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保 県及び市町村は、道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。 (3)及び(4) 略 (5) 備蓄 備蓄については、「第2章第12節 必需物資の確保対策」に定めるところによる。市町村は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。 また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。 県は、孤立地域を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化して備蓄するものとする。 (6) 略 (7) その他 県及び市町村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。</p> <p>第11節 避難対策 1及び2 略</p>	<p>第8節 防災通信設備等の整備 略</p> <p>第9節 火災予防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 火災予防の指導強化 ア 略 イ 防火対象物の管理者等に対する指導 県は、危険物取扱者保安講習等により、耐震措置、地震時の防火対策等について教育する。 市町村は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。 aからe 略 f 消防法の規定に基づく建築同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底 ウ 略 (2) 略</p> <p>第10節 孤立地域防止対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 略 (2) 孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保 県及び市町村は、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。 (3)及び(4) 略 (5) 備蓄 備蓄については、「第2章第12節 必需物資の確保対策」に定めるところによる。市町村は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。 また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。 県は、孤立集落を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化して備蓄するものとする。 (6) 略 (7) その他 県及び市町村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。</p> <p>第11節 避難対策 1及び2 略</p>	<p>○誤記の訂正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 行政区域を越えた広域避難の調整 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との_____応援協定の締結や、<u>広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）</u>の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、<u>災害時</u>の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 県及び市町村は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。 県及び市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 避難場所・避難所の指定 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>避難者</u>が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、</u>住民への周知徹底を図るものとする。<u>また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u>指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。 また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。 指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、<u>指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>ア 指定緊急避難場所の指定 指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>イ 指定避難所の指定 指定避難所については、市町村は、<u>避難者</u>を滞在させるために必要となる</p>	<p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 行政区域を越えた広域避難の調整 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難_____が可能となるよう、他の地方公共団体との<u>広域一時滞在に係る</u>応援協定の締結や、<u>被災者</u>_____の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、<u>発災時</u>の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 県及び市町村は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。 県及び市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 避難場所・避難所の指定 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害_____等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>被災者</u>が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、_____住民への周知徹底を図るものとする。 _____指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。 また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。 指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>ア 指定緊急避難場所の指定 指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>イ 指定避難所の指定 指定避難所については、市町村は、<u>被災者</u>を滞在させるために必要となる</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○令和3年8月大雨検証を踏まえた修正及び防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画と整合</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。</p> <p><u>(移設)</u></p> <p>市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所を指定するよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p><u>市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u></p> <p><u>市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p>	<p>適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。</p> <p><u>なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u></p> <p>市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所を指定するよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p><u>(移設)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○委員からの御意見を踏まえた修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>ウ 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>エ 略</p> <p>(4)から(5) 略</p> <p>(6) 避難情報の助言にかかる連絡体制</p> <p>市町村は、避難情報発令の際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(7) 避難に関する広報</p> <p>市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。<u>併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。</u></p> <p>(8)から(11) 略</p> <p>(12) 感染症の自宅療養者等の避難</p> <p><u>県及び岐阜市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>第12節 必需物資の確保対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 備蓄の基本的事項</p>	<p>ウ 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>エ 略</p> <p>(4)から(5) 略</p> <p>(6) 避難指示の助言にかかる連絡体制</p> <p>市町村は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(7) 避難に関する広報</p> <p>市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。</p> <p>(8)から(11) 略</p> <p>(新規)</p> <p>第12節 必需物資の確保対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 備蓄の基本的事項</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○一般対策計画と整合</p> <p>○令和3年8月大雨の検証を踏まえた修正</p> <p>○県の対応方針の反映及び防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市町村備蓄 大規模地震災害の発生時の<u>食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等</u>、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。</p> <p>また、<u>備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。</u></p> <p>そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるものとする。</p> <p>なお、備蓄に当たっては、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)から(4) 略</p> <p>第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 地域ぐるみの支援体制づくり ア 市町村計画 市町村は、市町村計画において、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき</u>、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿 市町村は、市町村計画に基づき、<u>防災担当部局や福祉担当部局など関係部局</u>の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態を生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、<u>市町村計画に定めるところにより、</u>消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織<u>など避難支援等に携わる関係者</u>に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定め<u>がある場合には</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報</p>	<p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市町村備蓄 大規模地震災害の発生時の<u>飲料水や食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資等</u></p> <p>災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。</p> <p>また、<u>ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。</u></p> <p>そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるものとする。</p> <p>なお、備蓄に当たっては、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)から(4) 略</p> <p>第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 地域ぐるみの支援体制づくり ア 市町村計画 市町村は、市町村計画において、<u>避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿 市町村は、市町村計画に基づき、<u>防災担当部局と福祉担当部局と</u>の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態を生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、<u>避難支援等に携わる関係者として市町村計画に定めた</u>消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織<u>等</u>に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定め<u>により</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 個別避難計画</p> <p>市町村は、<u>市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。</u>また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。</p> <p>市町村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、<u>関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。</u>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、<u>計画</u>の活用を支障が生じないよう、<u>個別避難計画</u>情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、<u>市町村計画に定めるところにより、</u>消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織<u>など避難支援等に携わる関係者</u>に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定め<u>がある場合には</u>、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、<u>個別避難計画</u>情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との統合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>エ 略 (2) 略 (3) 施設、設備等の整備</p> <p>ア 県</p> <p>県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設、<u>ホテル・旅館</u>等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>また、地震発生時や火災発生時に、自力での避難が困難な方が多く入所される社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー設備等の整備を推進する。</p>	<p>伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 個別避難計画</p> <p>市町村は、<u>避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならないものとする。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意を得た者から作成するものとする。</u>また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。</p> <p>市町村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、<u>医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新するものとする。</u>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、<u>名簿</u>の活用を支障が生じないよう、<u>名簿</u>情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、<u>避難支援等に携わる関係者として市町村計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等</u>に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定め<u>により</u>、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、<u>名簿</u>情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>エ 略 (2) 略 (3) 施設、設備等の整備</p> <p>ア 県</p> <p>県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設<u>やホテル</u>等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>また、地震発生時や火災発生時に、自力での避難が困難な方が多く入所される社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー設備等の整備を推進する。</p>	<p>○防災基本計画と整合</p> <p>○防災基本計画と整合</p> <p>○防災基本計画と整合</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>イ及びウ 略</p> <p>エ 施設等管理者 施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努めるとともに、長期停電に備え、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。また、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。</p> <p>(4) 人材の確保とボランティア活用</p> <p>ア 県 県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。 また、市町村が設置する避難所等において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（岐阜 DWAT）の派遣体制を整備し、運用するものとする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>第 1 4 節 応急住宅対策 略</p> <p>第 1 5 節 医療救護体制の整備 略</p> <p>第 1 6 節 防疫予防対策 略</p> <p>第 1 7 節 まちの不燃化・耐震化 1 及び 2 略 3 実施内容 (1) 建築物の防災対策 県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく、県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「岐阜県耐震改修促進計画」という。）に基づき、計画的な耐震化を促進していくこととする。 ア 略 イ 一般建築物の耐震性強化 県及び建築主事を置く市は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図るものとする。 a から c 略 d 建築士事務所協会等の協力 建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士事務所協会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。 ウ及びエ 略</p>	<p>イ及びウ 略</p> <p>エ 施設等管理者 施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努めるとともに、長期停電に備え、<u>非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。</u>また、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。</p> <p>(4) 人材の確保とボランティア活用</p> <p>ア 県 県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。 また、市町村が設置する避難所等において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（岐阜 DCAT）の派遣体制を整備し、運用するものとする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>第 1 4 節 応急住宅対策 略</p> <p>第 1 5 節 医療救護体制の整備 略</p> <p>第 1 6 節 防疫予防対策 略</p> <p>第 1 7 節 まちの不燃化・耐震化 1 及び 2 略 3 実施内容 (1) 建築物の防災対策 県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく、県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「岐阜県耐震改修促進計画」という。）に基づき、計画的な耐震化を促進していくこととする。 ア 略 イ 一般建築物の耐震性強化 県及び建築主事を置く市は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図るものとする。 a から c 略 d 建築士会等の協力 建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。 ウ及びエ 略</p>	<p>○防災基本計画と整合</p> <p>○チームの通称の変更</p> <p>○近年の実績を踏まえた修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(2) 建築物の不燃化の促進 ア 略 イ 屋根不燃化区域の指定 <u>県は、市町村と協議し、防火地域及び準防火地域以外の地域で災害の危険性のある地域について、建築物の屋根を不燃材料で作成又は葺くように建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき、区域の指定を行い、建築物の防災化に努める。</u> ウ及びエ 略 (3) 略 (4) 都市の防災対策 アからウ 略 エ 空き家等の状況の確認 <u>市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p>第18節 地盤の液状化対策 略</p> <p>第19節 災害危険区域の防災事業の推進 略</p> <p>第20節 ライフライン施設対策 略</p> <p>第21節 文教対策 略</p> <p>第22節 行政機関の業務継続体制の整備 略</p> <p>第23節 企業防災の促進 略</p> <p>第24節 防災施設等の整備 略</p> <p>第25節 津波災害予防対策 略</p> <p>第26節 大規模停電対策 略</p>	<p>(2) 建築物の不燃化の促進 ア 略 イ 屋根不燃化区域の指定 <u>県及び建築主事を置く市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、指定の拡大を進めるものとする。</u></p> <p>ウ及びエ 略 (3) 略 (4) 都市の防災対策 アからウ 略 (新規)</p> <p>第18節 地盤の液状化対策 略</p> <p>第19節 災害危険区域の防災事業の推進 略</p> <p>第20節 ライフライン施設対策 略</p> <p>第21節 文教対策 略</p> <p>第22節 行政機関の業務継続体制の整備 略</p> <p>第23節 企業防災の促進 略</p> <p>第24節 防災施設等の整備 略</p> <p>第25節 津波災害予防対策 略</p> <p>第26節 大規模停電対策 略</p>	<p>○一般対策計画との整合</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>第1項 基本方針</p> <p><u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、</u>発災直後は<u>被害規模の把握を、それぞれ早期に行う</u>とともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>第2項から第4項 略</p> <p>第5項 国の<u>特定災害対策本部</u>、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部</p> <p><u>国は、大規模な災害発生時には、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議・調整等を行うため、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を設置する。</u></p> <p>1 <u>特定災害対策本部</u></p> <p><u>国は、非常災害に至らない大規模な災害が発生していると認めるときは、防災担当大臣を本部長とした特定災害対策本部を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置の実施などを行う。</u></p> <p><u>また、災対法の規定により、特定災害対策本部に、特定災害対策本部長の定めるところにより、特定災害現地対策本部を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>非常災害対策本部</u></p> <p>国は、非常災害が発生している<u>と認めるときは、内閣総理大臣を本部長とした</u>非常災害対策本部を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置<u>の実施など</u>を行う。</p> <p>また、災対法の規定により、非常災害対策本部に、非常災害対策本部長の定めるところにより、非常災害現地対策本部を置くことができる。</p> <p>3 <u>緊急災害対策本部</u></p> <p>国は、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生している<u>と認めるときは、閣議にかけ、内閣総理大臣を本部長とした緊急災害対策本部を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置の実施などを行う。</u></p> <p>また、災対法の規定により、緊急災害対策本部に、緊急災害対策本部長の定めるところにより、緊急災害現地対策本部を置くことができる。</p> <p>略</p> <p>4 <u>連絡調整</u></p> <p>県は、国の<u>特定災害現地対策本部</u>、非常災害現地対策本部及び緊急災害現地対策本部が設置された場合は、緊密に連絡調整を行う。</p> <p>また、県は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>第1項 基本方針</p> <p>発災直後は、<u>可能な限り被害規模を早期に把握する</u>とともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>第2項から第4項 略</p> <p>第5項 国の非常災害対策本部及び緊急災害対策本部</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>1 <u>非常災害対策本部</u></p> <p>国は、非常災害が発生し、<u>その規模等により、内閣総理大臣が特別に必要</u>と認めるときは、<u>国務大臣</u>を本部長とし、<u>指定行政機関又は指定地方行政機関の職員を構成員とした</u>非常災害対策本部を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置<u>に関する計画</u>の実施などを行う。</p> <p>また、災対法の規定により、非常災害対策本部に、非常災害対策本部長の定めるところにより、非常災害現地対策本部を置くことができる。</p> <p>2 <u>緊急災害対策本部</u></p> <p>国は、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、<u>内閣総理大臣が特別に必要</u>と認めるときは、閣議にかけ、内閣総理大臣を本部長とした緊急災害対策本部を設置<u>することができる。所掌事務は、非常災害対策本部の例に準ずる。</u></p> <p>また、災対法の規定により、緊急災害対策本部に、緊急災害対策本部長の定めるところにより、緊急災害現地対策本部を置くことができる。</p> <p>略</p> <p>3 <u>連絡調整</u></p> <p>県は、国の<u>非常災害現地対策本部</u>及び緊急災害現地対策本部が設置された場合は、緊密に連絡調整を行う。</p> <p>また、県は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>略</p> <p>第6項及び第7項 略</p> <p>第2節 ボランティア活動 1及び2 略 3 実施内容 (1) 県及び市町村の活動 県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。 <u>県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u> 市町村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市町村主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。 (2)から(5) 略</p> <p>第3節 自衛隊災害派遣要請 略</p> <p>第4節 災害応援要請 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(7) 略 (8) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策 県及び市町村は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させる<u>とともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する</u>ものとする。</p>	<p>略</p> <p>第6項及び第7項 略</p> <p>第2節 ボランティア活動 1及び2 略 3 実施内容 (1) 県及び市町村の活動 県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。 <u>(新規)</u> 市町村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市町村主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。 (2)から(5) 略</p> <p>第3節 自衛隊災害派遣要請 略</p> <p>第4節 災害応援要請 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(7) 略 (8) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策 県及び市町村は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させる<u>も</u>のとする。</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第5節 交通応急対策 第1項 略</p> <p>第2項 輸送手段の確保 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3) 略 (4) 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用 県及び市町村は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の<u>広域物資輸送拠点等</u>を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。 なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。 略</p> <p>第6節 通信の確保 略</p> <p>第7節 地震情報の受理・伝達 1及び2 略 3 実施内容 (1)及び(2) 略 (3) 緊急地震速報の発表、伝達 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報（<u>警報</u>）を発表し、日本放送協会へ通知するほか、関係機関への提供に努める。 日本放送協会は、気象庁からの通知を受けて、緊急地震速報の放送を行う。 市町村等は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市町村防災行政無線（個別受信機を含む。以下同じ。）等により住民等へ提供するよう努めるものとする。 市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>第8節 地震災害情報の収集・伝達 1及び2 略 3 実施内容 (1) 情報の収集・連絡手段 略 ア及びイ 略 ウ 情報の連絡手段 市町村及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、</p>	<p>第5節 交通応急対策 第1項 略</p> <p>第2項 輸送手段の確保 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3) 略 (4) 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用 県及び市町村は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の<u>一時集積配分拠点</u>を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。 なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。 略</p> <p>第6節 通信の確保 略</p> <p>第7節 地震情報の受理・伝達 1及び2 略 3 実施内容 (1)及び(2) 略 (3) 緊急地震速報の発表、伝達 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報 _____ を発表し、日本放送協会へ通知するほか、関係機関への提供に努める。 日本放送協会は、気象庁からの通知を受けて、緊急地震速報の放送を行う。 市町村等は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市町村防災行政無線（個別受信機を含む。以下同じ。）等により住民等へ提供するよう努めるものとする。 市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>第8節 地震災害情報の収集・伝達 1及び2 略 3 実施内容 (1) 情報の収集・連絡手段 略 ア及びイ 略 ウ 情報の連絡手段 市町村及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○実際の運用と整合</p>

新	旧	修正理由
<p>防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあっては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。</p> <p>県は、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステム、画像監視カメラ、<u>人工衛星（宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携）</u>等を活用し、画像による被害状況の把握を行う。</p> <p>(2)から(4) 略</p> <p>(5) 応急対策活動情報の連絡 市町村は、県に<u>応急対策の活動状況、対策本部設置状況等</u>を連絡する。また、県は、自ら実施する<u>応急対策の活動状況等</u>を市町村に連絡する。</p> <p>県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、<u>応急対策の活動状況、対策本部設置状況等</u>を随時連絡し、<u>政府本部</u>の設置後はこれを<u>政府本部</u>に連絡する。</p> <p>(6) 略</p> <p>第9節 災害広報 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(7) 略 (8) 死者、行方不明者、安否不明者の氏名等公表 <u>県は、救助・捜索活動等に資すると認められる場合には、県が定める手順に従い、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。</u></p> <p>第10節 消防・救急・救助活動 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3) 略 (4) 活動における感染症対策 <u>災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> (5) 惨事ストレス対策 略</p> <p>第11節 浸水対策 略</p> <p>第12節 県防災ヘリコプターの活用 略</p> <p>第13節 孤立地域対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(5) 略</p>	<p>防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあっては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。</p> <p>県は、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステム、画像監視カメラ等を活用し、画像による被害状況の把握を行う。</p> <p>(2)から(4) 略</p> <p>(5) 応急対策活動情報の連絡 市町村は、県に<u>応急対策の活動状況、対策本部設置状況等</u>を連絡する。また、県は、自ら実施する<u>応急対策の活動状況等</u>を市町村に連絡する。</p> <p>県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、<u>応急対策の活動状況、対策本部設置状況等</u>を随時連絡し、<u>非常本部等</u>の設置後はこれを<u>非常本部等</u>に連絡する。</p> <p>(6) 略</p> <p>第9節 災害広報 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(7) 略 (新規)</p> <p>第10節 消防・救急・救助活動 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3) 略 (新規) (4) 惨事ストレス対策 略</p> <p>第11節 浸水対策 略</p> <p>第12節 県防災ヘリコプターの活用 略</p> <p>第13節 孤立地域対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(5) 略</p>	<p>○情報収集の強化</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○熱海市土石流災害の検証を踏まえた修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(6) その他 県及び市町村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立<u>地域</u>対策指針により、その他の対策を実施するものとする。</p> <p>第14節 災害救助法の適用 略</p> <p>第15節 避難対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 避難の指示 地震発生に伴う災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市町村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行うものとする。 ア及びイ 略 ウ 県知事等の措置 県は、<u>避難者</u>の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、<u>避難者</u>の運送を要請するものとする。 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、<u>避難者</u>の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。 エからカ 略 (2)から(4) 略 (5) 避難場所及び避難所の開設・運営 ア 避難場所及び避難所の開設場所 市町村は、<u>災害時には</u>、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。 <u>市町村は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u> <u>市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。</u>さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、<u>ホテル・旅館</u>等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。 <u>市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐ</u></p>	<p>(6) その他 県及び市町村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立<u>集落</u>対策指針により、その他の対策を実施するものとする。</p> <p>第14節 災害救助法の適用 略</p> <p>第15節 避難対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 避難の指示 地震発生に伴う災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市町村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行うものとする。 ア及びイ 略 ウ 県知事等の措置 県は、<u>被災者</u>の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、<u>被災者</u>の運送を要請するものとする。 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、<u>被災者</u>の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。 エからカ 略 (2)から(4) 略 (5) 避難場所及び避難所の開設・運営 ア 避難場所及び避難所の開設場所 市町村は、<u>災害が発生するおそれがある場合又は発災時に</u>、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。 <u>(新規)</u> 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、<u>あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u> さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、<u>旅館・ホテル</u>等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。 <u>(新規)</u></p>	<p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>ため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</p> <p>県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 指定避難所における措置</p> <p>指定避難所における市町村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>a <u>避難者</u>の受入れ</p> <p>b <u>避難者</u>に対する給水、給食措置</p> <p>c 負傷者に対する医療救護措置</p> <p>d <u>避難者</u>に対する生活必需品の供給措置</p> <p>e その他被災状況に応じた応援救援措置</p> <p>エ 指定避難所の運営管理等</p> <p>市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅<u>避難者</u>への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>避難者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>避難者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド</u>、<u>パーティション</u>等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、<u>助産師</u>、<u>看護師</u>、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	<p>市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</p> <p>県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 指定避難所における措置</p> <p>指定避難所における市町村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>a <u>被災者</u>の受入れ</p> <p>b <u>被災者</u>に対する給水、給食措置</p> <p>c 負傷者に対する医療救護措置</p> <p>d <u>被災者</u>に対する生活必需品の供給措置</p> <p>e その他被災状況に応じた応援救援措置</p> <p>エ 指定避難所の運営管理等</p> <p>市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅<u>被災者</u>への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>被災者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>被災者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>簡易</u> <u>ベッド</u> _____等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、<u>看護師</u>、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○避難所の良好な生活環境の確保</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>県及び市町村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(11) 要配慮者への配慮</p> <p>市町村は、<u>災害時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認は行われるように努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、身体障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(12) 広域避難</p> <p>ア 市町村の役割</p> <p><u>市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 県の役割</p> <p><u>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。</u></p> <p>ウ 国の役割</p> <p><u>国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。</u></p> <p>エ 関係機関の連携</p> <p><u>国、県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を</u></p>	<p>次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>県及び市町村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(11) 要配慮者への配慮</p> <p>市町村は、<u>発災時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿_____を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認は行われるように努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、身体障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(12) 行政区域を越えた広域避難の支援要請</p> <p><u>県及び市町村は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて、国の非常災害対策本部を通じて、避難受入れ関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は、都道府県に広域避難の受入れに関する支援を要請するものとする。</u></p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。</p> <p>避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。</p> <p>県は、市町村が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、被災市町村の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜DWAT）の派遣を行う。</p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>第21節 帰宅困難者対策</p> <p>略</p> <p>第22節 応急住宅対策</p> <p>1 方針</p> <p>大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。</p> <p>ただし、災害発生直後における住宅の対策については、「第3章第15節 避難対策」の定める避難所の開設及び受入れによるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施体制</p> <p>応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去等は、原則として市町村長が行う。</p> <p>災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、市町村長が行うものとする。</p> <p>県及び市町村は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について、業界団体</p>	<p>滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。</p> <p>避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。</p> <p>県は、市町村が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、被災市町村の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜DCAT）の派遣を行う。</p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>第21節 帰宅困難者対策</p> <p>略</p> <p>第22節 応急住宅対策</p> <p>1 方針</p> <p>大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。</p> <p>ただし、災害発生直後における住宅の対策については、「第3章第15節 避難対策」の定める避難所の開設及び受入れによるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施体制</p> <p>応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として市町村長が行う。</p> <p>災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、市町村長が行うものとする。</p> <p>県及び市町村は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体</p>	<p></p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○チームの通称の変更</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>に協力を求めて実施するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備するものとする。</p> <p>市町村は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急<u>修理</u>及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施するものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 応急仮設住宅（<u>賃貸型応急住宅</u>を含む）の運営管理 市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 住宅の応急<u>修理</u> 市町村は、災害のため住家が半壊、<u>半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受ける</u>など、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。</p> <p>(7)から(10) 略</p> <p><u>(11) 適切な管理のなされていない空き家等の措置</u> <u>市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p><u>(12) その他</u> 略</p> <p>第23節 医療・救護活動 1及び2 略 3 実施内容 (1) 医療救護活動 アからカ 略 キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請 県及び市町村は、必要に応じて医療関係機関又は<u>政府本部</u>に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点など）の確保を図るものとする。</p>	<p>に協力を求めて実施するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備するものとする。</p> <p>市町村は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急<u>修繕</u>及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施するものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 応急仮設住宅（<u>みなし仮設</u>を含む）の運営管理 市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 住宅の応急<u>修繕</u> 市町村は、災害のため住家が半壊<u>又は半焼する</u>など、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。</p> <p>(7)から(10) 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(11) その他</u> 略</p> <p>第23節 医療・救護活動 1及び2 略 3 実施内容 (1) 医療救護活動 アからカ 略 キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請 県及び市町村は、必要に応じて医療関係機関又は<u>国非常本部等</u>に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点など）の確保を図るものとする。</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正 ○災害救助法の内容との整合</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
		<p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>ク及びケ (2)及び(3) 略</p> <p>第24節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 略</p> <p>第25節 防疫・食品衛生活動 略</p> <p>第26節 保健活動・精神保健 略</p> <p>第27節 清掃活動 略</p> <p>第28節 愛玩動物等の救援 略</p> <p>第29節 災害義援金品の募集配分 1及び2 略 3 実施内容 (1) 義援金品の募集 ア 義援金品の募集機関 県内又は他の都道府県において大規模地震災害が発生した場合に、県、市町村、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取り扱う）、社会福祉法人岐阜県共同募金会等は、義援金品の募集機関として、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応するものとする。義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、<u>政府本部</u>、報道機関等を通じて、次の事項を公表するものとする。 略 イ 略 (2)及び(3) 略</p> <p>第30節 公共施設の応急対策 略</p> <p>第31節 ライフライン施設の応急対策 略</p> <p>第32節 文教災害対策 略</p>	<p>ク及びケ (2)及び(3) 略</p> <p>第24節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 略</p> <p>第25節 防疫・食品衛生活動 略</p> <p>第26節 保健活動・精神保健 略</p> <p>第27節 清掃活動 略</p> <p>第28節 愛玩動物等の救援 略</p> <p>第29節 災害義援金品の募集配分 1及び2 略 3 実施内容 (1) 義援金品の募集 ア 義援金品の募集機関 県内又は他の都道府県において大規模地震災害が発生した場合に、県、市町村、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取り扱う）、社会福祉法人岐阜県共同募金会等は、義援金品の募集機関として、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応するものとする。義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、<u>国の非常災害対策本部</u>、報道機関等を通じて、次の事項を公表するものとする。 略 イ 略 (2)及び(3) 略</p> <p>第30節 公共施設の応急対策 略</p> <p>第31節 ライフライン施設の応急対策 略</p> <p>第32節 文教災害対策 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
第33節 災害警備活動 略	第33節 災害警備活動 略	
第34節 津波災害応急対策 略	第34節 津波災害応急対策 略	
第35節 大規模停電対策 略	第35節 大規模停電対策 略	
第4章 東海地震に関する事前対策	第4章 東海地震に関する事前対策	
第1節 総則 略	第1節 総則 略	
第2節 活動体制 略	第2節 活動体制 略	
第3節 協力体制 略	第3節 協力体制 略	
第4節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達 略	第4節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達 略	
第5節 広報対策 略	第5節 広報対策 略	
第6節 事前避難対策 略	第6節 事前避難対策 略	
第7節 消防・水防 略	第7節 消防・水防 略	
第8節 警備対策 略	第8節 警備対策 略	
第9節 交通対策 略	第9節 交通対策 略	
第10節 緊急輸送対策 略	第10節 緊急輸送対策 略	
第11節 物資等の確保対策 略	第11節 物資等の確保対策 略	

新	旧	修正理由												
<p>第12節 保健衛生対策 略</p> <p>第13節 生活関連施設対策 略</p> <p>第14節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置 略</p> <p>第15節 公共施設対策 略</p> <p>第16節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 略</p> <p>第17節 大規模な地震に係る防災訓練 略</p> <p>第18節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 略</p>	<p>第12節 保健衛生対策 略</p> <p>第13節 生活関連施設対策 略</p> <p>第14節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置 略</p> <p>第15節 公共施設対策 略</p> <p>第16節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 略</p> <p>第17節 大規模な地震に係る防災訓練 略</p> <p>第18節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 略</p>													
<p>第5章 南海トラフ地震に関する対策</p> <p>第1節 総則 略</p> <p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 略</p> <p>第3節 関係者との連携協力の確保 略</p> <p>第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 第1項及び第2項 略</p> <p>第3項 南海トラフ地震臨時情報 略</p>	<p>第5章 南海トラフ地震に関する対策</p> <p>第1節 総則 略</p> <p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 略</p> <p>第3節 関係者との連携協力の確保 略</p> <p>第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 第1項及び第2項 略</p> <p>第3項 南海トラフ地震臨時情報 略</p>													
<p>○南海トラフ地震臨時情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="213 1696 1270 1942"> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報 (調査中)</td> <td>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)</td> <td>想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)</td> <td>監視領域内において、<u>M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発</u></td> </tr> </table>	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	監視領域内において、 <u>M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発</u>	<p>○南海トラフ地震臨時情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1371 1696 2427 1942"> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報 (調査中)</td> <td>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)</td> <td>想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)</td> <td><u>想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u></td> </tr> </table>	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	<u>想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>	<p>○気象庁の表現と整合</p>
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合													
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合													
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	監視領域内において、 <u>M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発</u>													
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合													
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合													
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	<u>想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>													

新		旧		修正理由
	<u>生じたと評価した場合</u>			
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない 現象と評価した場合	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない 現象と評価した場合	
略		略		
第4項	略	第4項	略	
第5節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制 略	第5節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制 略	
第6節	南海トラフ地震臨時情報の伝達 略	第6節	南海トラフ地震臨時情報の伝達 略	
第7節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策 略	第7節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策 略	
第8節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策 略	第8節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策 略	
第9節	防災訓練 略	第9節	防災訓練 略	
第10節	地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 略	第10節	地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 略	
第6章	地震災害復旧	第6章	地震災害復旧	
第1節	復旧・復興体制の整備	第1節	復旧・復興体制の整備	
第1項	略	第1項	略	
第2項	迅速な現状復旧 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。 国（国土交通省）は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。 国（国土交通省）は、 <u>県道又は市町村道</u> について、県又は市町村から要請があり、かつ県等又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は市町村に代わって自らが行うことが適	第2項	迅速な現状復旧 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。 国（国土交通省）は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。 国（国土交通省）は、 <u>重要物流道路及びその代替・補完路</u> について、県又は市町村から要請があり、かつ県等又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は市町村に代わって自らが行うことが適	
				○防災基本計画と整合

新	旧	修正理由
<p>当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。</p> <p><u>県は、市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事等から要請があり、かつ県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、<u>支援を行う。</u></p> <p><u>国は、市町村長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したものを（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p><u>国は、災害が発生した場合において、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該県知事又は市町村長から要請があり、かつ当該県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>第3項 略</p> <p>第4項 人的資源等の確保</p> <p>県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。</p> <p><u>県は、県及び市町村の被災施設について、復旧工法の早期立案を支援するため、県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（DRS）」を被災地へ派遣する。</u></p> <p>第5項 略</p>	<p>当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事等から要請があり、かつ県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、<u>県等に対する</u>支援を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第3項 略</p> <p>第4項 人的資源等の確保</p> <p>県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第5項 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
<p>○令和3年8月大雨の検証を踏まえた修正</p>		<p>○令和3年8月大雨の検証を踏まえた修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第2節 公共施設災害復旧事業 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保 1 方針 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。 <u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興 略</p> <p>第6節 農林漁業関係者への融資 略</p>	<p>第2節 公共施設災害復旧事業 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保 1 方針 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興 略</p> <p>第6節 農林漁業関係者への融資 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p>